平成２２年（フ）第３０５１号
愛知県小牧市古雅２丁目10番地15
債務者　わしょく亭秀瑠こと　安藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４号
宮崎県日向市大字富高1551番地３、住民票上の住所宮崎県日向市上町10743番地３
債務者　黒木　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４１３号
奈良県香芝市磯壁３丁目65番地の３　辻本ハイツ403号
債務者　成年被後見人　植田　博晴
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　佳苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８９４号
愛知県半田市亀崎町２丁目87番地
債務者　竹内恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７８号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　ＣＡＳＡ藻岩台401号
債務者　土井久美子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　篤郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０５号
名古屋市港区南十一番町２丁目16番地　ラフィネ南十一番402号
債務者　佐保　和繁
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚原　正典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００号
愛知県田原市大久保町西山１番地３
債務者　焼肉藤吉郎こと　伊奈　良治
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高和　直司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２７号
山口県岩国市麻里布町５丁目６番３号
債務者　川瀬　幸弘
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３０号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西422番地１
債務者　上野　和義（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第８５号
山形県鶴岡市高坂字宮下114番地２
債務者　有限会社上野鉄工
代表者代表取締役　上野　　敦
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４２号
岩手県釜石市八雲町５番１号　押切ハイツ208、旧住所岩手県釜石市上中島町４丁目４番11号
債務者　高橋みち子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第３９０号
奈良県橿原市木原町28番地横谷住宅11号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字三笠135番地の８
債務者　井上　英子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
奈良県香芝市逢坂１丁目390番地の１　田中第２アパート５号、前住所奈良県香芝市下田西１丁目５番13号　コミュネット香芝303号
債務者　庫本　清枝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
奈良県橿原市白橿町１丁目７番17号
債務者　弘　　恵子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
奈良県北葛城郡王寺町久度４丁目１番６―408号、前住所奈良県生駒郡三郷町勢野東６丁目15番23―310号
債務者　寺田惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3776番地
債務者　荒木　光子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
奈良県磯城郡田原本町大字新町67番地の15
債務者　殿村　映之
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係